

別紙

諮問第1706号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年度に実施したESAT-Jに関する事後検証、問題点の分析、その改善策の検討の結果等を記載した一切の文書あるいは電磁的記録」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年4月28日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件請求文書は開示請求日時点で作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年6月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月29日に実施機関から理由説明書を收受し、令和6年5月27日（第247回第一部会）及び同年6月24日（第248回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説

明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア ESAT-J及び本件不開示決定について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「ESAT-J」という。）を実施している。ESAT-Jの実施に当たっては、民間の資格・検定団体等と共同で実施することとしており、実施機関は令和元年8月21日から令和6年3月31日まで〇〇（以下「事業者」という。）と協定を締結していた。

令和4年度は、令和4年11月27日を本試日、同年12月16日を予備日としてESAT-Jが実施された。

本件請求文書は、実施機関と事業者との協定において令和4年度末までに事業者から提出されることとなっていた「令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書」（以下「報告書」という。）が該当すると認められるところ、実施機関は、開示請求日時点において報告書を受領していなかったため、本件請求文書を作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件不開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、「ESAT-Jは令和4年度に開始された新規の事業であり、事後検証や問題点の分析を行わないことは考えられない。」、「令和5年3月31日に行われた開示決定等期間延長は、開示請求対象の文書の存在を前提としている。」との理由から、実施機関の不開示理由は虚偽である旨主張する。

実施機関が本件不開示決定を行った経緯について、審査会が事務局職員をして確認させたところ、令和5年3月23日に本件開示請求を受けた時点で、本件以外にも主務課に大量の開示請求がなされており、条例12条1項の規定による決定期間である4月6日までの間に決定をすることは事務の遂行上困難であったため、同条2項の規定に基づき、5月22日までに開示決定等の期間を延長することについて3月30日に起案し、協議を経て3月31日に決定したことが確認された。また、実施機関は本件請求文書である報告書を事業者から3月31日に受領したものの、開示請求日時点では作成及び取得していないことから、4月28日に本件不開示決定を行ったとのことである。

審査会においては、実施機関が事業者と取り交した協定書、要項及び報告書を入手して見分したところ、報告書は年度ごとに当該年度の事業が終了したときに事業者から実施機関へ提出されることとなっていることが確認された。また、報告書の日付は令和5年3月31日であることが確認されたことから、事業者から報告書を受領したのは令和5年3月31日であり、実施機関において本件請求文書は開示請求日時点では存在しなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

一方、条例13条2項の規定では「開示請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。」とされている。審査会が実施機関に確認したところ、本件不開示決定の日から1年以内に本件請求文書の一部を開示することは可能であったとのことである。したがって、実施機関は本件不開示決定通知書3項にて公文書の開示をすることができる時期を通知すべきであったところ、審査請求人に通知しなかったことは適切さを欠くものである。審査会は、今後、実施機関において、条例13条2項の規定に基づき、開示請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときはその旨を開示請求者に通知すべきである旨付言する。

以上より、本件不開示決定通知書3項の記載については条例13条2項の規定に基づき適切に行うべきであったが、本件不開示決定において本件請求文書が存在しないとしたことは、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環